



2023 年 7 月 11 日

会 社 名	株式会社 ヨロズ 横浜市港北区榑町三丁目7番60号
代 表 者 名	代表取締役社長 平中 勉 (コード番号 7294 東証 プライム)
問 合 せ 先	専務執行役員 春田 力 (TEL:045-543-6800)

人権デューデリジェンス推進委員会設置並びに人権方針策定のお知らせ

ヨロズグループは人権に関する様々な国際規範を支持し、人権と多様性を尊重することを「CSR 方針」にて明示し日々の業務運営の指針としてまいりました。このたび、人権を尊重する取り組みを更に強化するために、人権デューデリジェンス推進委員会の設置並びに人権方針の策定を行いましたのでお知らせいたします。

1. 人権デューデリジェンス推進委員会の設置

人権デューデリジェンスの取り組みを計画的且つ確実に推進するために、人権デューデリジェンス推進委員会を設置しました。当委員会の委員長は社長が務め、委員には機能グループ統括、地域軸長である役員を配置し、国内外のグループ会社全体で活動を進めてまいります。また、委員会での活動内容については、定期的に取り締役会へ報告を行い責任ある企業行動を更に推進してまいります。

2. 人権方針の概要

本方針は、ヨロズグループで働く一人ひとりが守るべきものであり、ヨロズグループの事業活動における人権に関する最上位の方針として位置付けております。本方針には適用範囲、人権デューデリジェンスについて、ステークホルダーとの対話・協議を行うことなどを明示し、人権侵害のリスクを減らす取り組みを継続してまいります。

3. その他

ヨロズは 2023 年 5 月 12 日に法務省が推進している「[My 人権宣言](#)」に賛同いたしました。「My 人権宣言」とは、企業、団体及び個人が人権を尊重する行動をとることを宣言することによって、誰もが人権を尊重し合う社会の実現を目指す取り組みです。

以上

株式会社ヨロズ人権方針

私たちヨロズグループ（以下、私たち）は、これまで多くのステークホルダーの皆様に支えていただきながら事業活動を行ってまいりました。これからも経営理念の「社会貢献を第一義とし、たゆまぬ努力で技術を進化させ、人びとに有用な製品を創造する。」を実践するとともに、ステークホルダーの皆様の人権を守り、改善を続けて参ります。

人権に関する取り組みについては、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、「責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス(OECD)」、「今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応詳細版(法務省)」に則り、活動を進めて参ります。

なお、本方針は、ヨロズグループで働く一人ひとりが守るべきものであり、ヨロズグループの事業活動における人権に関する最上位の方針として位置付けます。

1. 適用範囲

本方針は、ヨロズグループのすべての役員・社員に適用されます。また、お得意先・お取引先を含む全てのビジネスパートナーの皆様にも、本方針を理解し、支持していただくことを期待します。

2. 人権デューデリジェンス

私たちは、人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンス※の仕組みを構築し、これを継続的に実施します。（※人権への負の影響を特定、予防、軽減するために実施されるプロセス）

3. 是正・救済

私たちは、人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じてその是正に取り組むとともに、相談窓口などを活用し実効性のある救済メカニズムの整備を進めていきます。

4. 教育

私たちは、本方針が社内外に浸透するよう、ヨロズグループすべての役員・社員に適切な教育を行うとともに、ビジネスパートナーの皆様への理解促進に努めます。

5. 進捗確認と情報開示

私たちは、人権方針の遵守状況を継続的にモニタリングし、必要に応じて改善していきます。ヨロズの公式ホームページを通じて、人権方針の浸透に向けた取り組みやその進捗に関する情報を適切に開示します。

6. ステークホルダーとの対話・協議

私たちは、人権への悪影響について、専門家に相談するとともに、社内外ステークホルダーとの対話・協議を行っていきます。

以上、本方針は株式会社ヨロズの経営会議において、2023 年 6 月 9 日に承認されています。

人権デュー・デリジェンス活動

取り組み目標

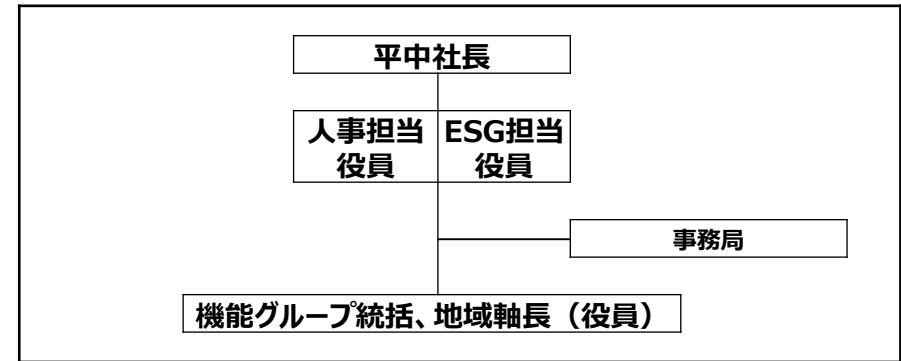
人権への負の影響を防止・軽減する社会的責任の履行

◆実施フロー



※OECDデュー・デリジェンス・ガイダンスに準拠

◆組織体制： 人権デュー・デリジェンス推進委員会



◆監視体制

